【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年５月15日
【会社名】	神姫バス株式会社
【英訳名】	SHINKI BUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　上杉 雅彦
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市西駅前町１番地
【電話番号】	079（223）1247
【事務連絡者氏名】	企画部長　永井 勝浩
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市西駅前町１番地
【電話番号】	079（223）1247
【事務連絡者氏名】	企画部長　永井 勝浩
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成24年２月９日開催の当社取締役会において、平成24年７月２日を目処に子会社２社の設立及び会社分割により、旅行事業及び貸切バス事業といった観光関連事業を中間持株会社によって経営管理する体制に移行するための事業再編（以下「本事業再編」）を行うことを決議し、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は、平成24年５月15日開催の取締役会において、平成24年７月２日を吸収分割の効力発生日とした吸収分割契約の締結を承認することを決議し、未決定事項について決定がありましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております（吸収分割契約書を除く）。

（訂正前）

Ⅰ．当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	神姫バスツアーズ株式会社 （平成24年３月２日設立予定）	神姫観光ホールディングス株式会社 （平成24年４月２日設立予定）
本店の所在地	姫路市西駅前町１番地	姫路市西駅前町１番地
代表者の氏名	山口 隆博	長尾 真
資本金の額	50百万円	10百万円
純資産の額	50百万円	10百万円
総資産の額	50百万円	10百万円
事業の内容	旅行事業	旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業

(2) 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

神姫バスツアーズ株式会社及び神姫観光ホールディングス株式会社は、設立前の会社であり、最初の決算期を迎えていないため、確定した事業年度はありません。

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

相手会社の名称	神姫バスツアーズ株式会社	神姫観光ホールディングス株式会社
大株主の名称	神姫バス株式会社（注）	神姫バス株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%（注）	100%

（注） 会社分割の効力発生日（平成24年７月２日予定）以後は、神姫観光ホールディングス株式会社が100%保有の大株主となる予定です。

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

	神姫バスツアーズ株式会社	神姫観光ホールディングス株式会社
資本関係	当社100%出資の子会社として設立される予定です。(注)	当社100%出資の子会社として設立される予定です。
人的関係	当社より取締役及び監査役を派遣する予定です。	当社より取締役及び監査役を派遣する予定です。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(注) 会社分割の効力発生日(平成24年7月2日予定)以後は、神姫観光ホールディングス株式会社の100%出資子会社となる予定です。

Ⅱ. 吸収分割の目的

当社の旅行事業及び貸切バス事業は、経済環境の悪化や規制緩和に伴い収益力が悪化しており、少子高齢化等の構造的要因により今後ますます厳しくなるものと予想されます。

こうした状況のもと、当社では事業の市場競争力を高めることを目的に両事業の再編計画を策定、実行いたします。

当社の旅行事業は会社分割により子会社化し、新たに「神姫バスツアーズ株式会社」として事業収支の明確化と柔軟な人事制度の構築を行い、市場競争力を強化します。また、神姫バスツアーズ株式会社と貸切バス事業を行う子会社である神姫観光バス株式会社を統括する中間持株会社「神姫観光ホールディングス株式会社」を設立し、管理業務を統合してコスト削減を進めます。さらに、神姫観光ホールディングス株式会社を主体として、旅行事業と貸切バス事業の両サービスをより機能的に結び付け、3社が一体となった経営戦略の立案や経営管理を行い、激変する経営環境、ニーズの変化に柔軟に対応できる体制を構築します。

Ⅲ. 吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社は、吸収分割の方式により、旅行事業を神姫バスツアーズ株式会社に、旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業(以下「本件経営管理事業」)を神姫観光ホールディングス株式会社にそれぞれ承継させる予定です。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

未定です。

(3) 吸収分割の日程

本事業再編の承認に係る取締役会　平成24年2月9日
子会社(神姫バスツアーズ株式会社)の設立　平成24年3月2日(予定)
子会社(神姫観光ホールディングス株式会社)の設立　平成24年4月2日(予定)
当社旅行事業に係る吸収分割契約承認取締役会　平成24年5月15日(予定)
分割契約締結　〃
本件経営管理事業に係る吸収分割契約承認取締役会　〃
分割契約締結　〃
当社旅行事業に係る吸収分割の効力発生日　平成24年7月2日(予定)
本件経営管理事業に係る吸収分割の効力発生日　平成24年7月2日(予定)

(注) 本件吸収分割は、当社については会社法第784条第3項に規定する簡易分割であり、神姫バスツアーズ株式会社及び神姫観光ホールディングス株式会社については会社法第796条第1項に規定する略式分割であるため、それぞれ分割承認株主総会を開催いたしません。

(4) その他吸収分割契約の内容

未定です。

Ⅳ．吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

未定です。

Ⅴ．吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	神姫バスツアーズ株式会社	神姫観光ホールディングス株式会社
本店の所在地	姫路市西駅前町１番地	姫路市西駅前町１番地
代表者の氏名	山口 隆博	長尾 真
資本金の額	50百万円	10百万円
純資産の額	未定	未定
総資産の額	未定	未定
事業の内容	旅行事業	旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業

なお、本臨時報告書記載の未定事項につきましては、決定があり次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

（訂正後）

Ⅰ．当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	神姫バスツアーズ株式会社 （平成24年３月２日設立）	神姫観光ホールディングス株式会社 （平成24年４月２日設立）
本店の所在地	姫路市西駅前町１番地	姫路市西駅前町１番地
代表者の氏名	山口 隆博	長尾 真
資本金の額	50百万円	10百万円
純資産の額	50百万円	10百万円
総資産の額	50百万円	10百万円
事業の内容	旅行事業	旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業

(2) 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	神姫バスツアーズ株式会社
決算期	平成24年３月期
営業収益	―
営業利益又は営業損失（△）	△0百万円
経常利益又は経常損失（△）	△0百万円
当期純利益又は当期純損失（△）	△0百万円

（注）１．神姫バスツアーズ株式会社は、平成24年３月２日に設立しており、平成23年３月期以前は該当事項がありません。

２．神姫観光ホールディングス株式会社は平成24年４月２日に設立しており、最初の決算期を迎えていないため、確定した事業年度はありません。

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

相手会社の名称	神姫バスツアーズ株式会社	神姫観光ホールディングス株式会社
大株主の名称	神姫バス株式会社（注）	神姫バス株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%（注）	100%

（注） 会社分割の効力発生日（平成24年７月２日予定）以後は、神姫観光ホールディングス株式会社が100%保有の大株主となる予定です。

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

	神姫バスツアーズ株式会社	神姫観光ホールディングス株式会社
資本関係	当社100%出資の子会社であります。（注）	当社100%出資の子会社であります。
人的関係	当社より取締役及び監査役を派遣しております。	当社より取締役及び監査役を派遣しております。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

（注） 会社分割の効力発生日（平成24年７月２日予定）以後は、神姫観光ホールディングス株式会社の100%出資子会社となる予定です。

Ⅱ．吸収分割の目的

当社は事業の市場競争力を高めることを目的に旅行事業および貸切バス事業の再編計画を策定、実行しております。

本事業再編によって、旅行事業および貸切バス事業に係る事業収支の明確化、柔軟な人事制度の構築、コスト削減を進めてまいります。さらに、中間持株会社を主体として、旅行事業と貸切バス事業の両サービスをより機能的に結び付け、３社が一体となった経営戦略の立案や経営管理を行い、激変する経営環境、ニーズの変化に柔軟に対応できる体制を構築してまいります。

Ⅲ．吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社は、吸収分割の方式により、旅行事業を神姫バスツアーズ株式会社に、旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業（以下「本件経営管理事業」）を神姫観光ホールディングス株式会社にそれぞれ承継させます。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

承継会社２社はいずれも当社の100%子会社であり、本件吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行われません。

(3) 吸収分割の日程

本事業再編の承認に係る取締役会　　平成24年２月９日
子会社（神姫バスツアーズ株式会社）の設立　　平成24年３月２日
子会社（神姫観光ホールディングス株式会社）の設立　　平成24年４月２日
当社旅行事業に係る吸収分割契約承認取締役会　　平成24年５月15日
分割契約締結　　〃
本件経営管理事業に係る吸収分割契約承認取締役会　　〃
分割契約締結　　〃
当社旅行事業に係る吸収分割の効力発生日　　平成24年７月２日（予定）
本件経営管理事業に係る吸収分割の効力発生日　　平成24年７月２日（予定）

（注） 本件吸収分割は、当社については会社法第784条第３項に規定する簡易分割であり、神姫バスツアーズ株式会社及び神姫観光ホールディングス株式会社については会社法第796条第１項に規定する略式分割であるため、それぞれ分割承認株主総会を開催いたしません。

(4) その他吸収分割契約の内容

当社と各吸収分割承継会社が平成24年５月15日に締結しました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

① 当社と神姫バスツアーズ株式会社との吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

神姫バス株式会社（以下「甲」）および神姫バスツアーズ株式会社（以下「乙」）は、第１条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」）を締結する。

第１条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、第３条に定める効力発生日をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲の旅行事業（以下「本件対象事業」）に関して有する第４条および第５条所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条（当事者の商号および住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）および乙（吸収分割承継会社）の商号および住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社
商号：神姫バス株式会社
住所：姫路市西駅前町１番地

（乙）吸収分割承継会社
商号：神姫バスツアーズ株式会社
住所：姫路市西駅前町１番地

第３条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」）は、平成24年７月２日とする。

第４条（承継する権利義務）

１．乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする（雇用契約については、別途第５条で定める）。
２．本契約締結後、効力発生日の前日までに甲に新たに生じた本件対象事業に関連する権利義務については、甲乙間で別段の合意がされたものを除き、乙に承継されるものとする。
３．甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受けの方法による。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第５条（従業員の処遇）

１．本件分割に際し、甲が雇用する正社員であって、本契約締結日において、本件対象事業に主として従事する労働者に係る雇用契約およびこれに付随する一切の権利義務は、乙に承継されないものとする。

２．本件分割に際し、甲が雇用する契約社員（雇用期間の定めのない契約社員、雇用期間の定めのある契約社員をおよびアルバイトを含む。）であって、本契約締結日において対象事業に主として従事する労働者に係る雇用契約およびこれに付随する一切の権利義務は、乙に承継されるものとする。

第６条（甲が所有する不動産の賃貸）

１．甲は、効力発生日以後、本件対象事業に使用中の以下の不動産（土地・建物）の全部または一部（付随する構築物を含む。）を乙に賃貸し、乙はこれらを賃借するものとする。

(1) 神姫バス本社ビルの一部（所在地：姫路市西駅前町１番地）

(2) 姫路支店（所在地：姫路市西駅前町１番地 神姫バス姫路バスターミナル中２Ｆ）

(3) 龍野支店（所在地：たつの市龍野町富永503-1）

(4) 神戸支店（所在地：神戸市西区南別府1-21-1）

(5) 社支店の一部（所在地：加東市社777-21）

(6) 姫路旅行センター（所在地：姫路市西駅前町１番地 神姫バス姫路バスターミナル１Ｆ）

２．前項に定める賃貸借の条件は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第７条（分割対価の交付）

乙は甲の完全子会社であることから、乙は本件分割に際し、対価を交付しない。

第８条（資本金および準備金）

乙は本件分割に際し、資本金および準備金の増加は行わない。

第９条（分割承認決議等）

１．甲は、会社法第784条第３項の規定により、本契約につき株主総会の承認を経ないで本件分割を行う。

２．乙は、会社法第796条第１項の規定により、本契約につき株主総会の承認を経ないで本件分割を行う。

第10条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第11条（会社財産の管理等）

本契約締結後、効力発生日に至るまで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行および財産の管理・運営を行い、本件分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙協議するものとする。

第12条（本契約の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、本契約に定める本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第13条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議のうえ定める。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成24年５月15日

甲 住 所 姫路市西駅前町１番地
会社名 神姫バス株式会社
代表者 取締役社長　上杉 雅彦

乙 住 所 姫路市西駅前町１番地
会社名 神姫バスツアーズ株式会社
代表者 専務取締役　山口 隆博

別紙承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、効力発生日における甲の本件対象事業に属する次に記載する権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産および負債については、平成24年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

１．承継する資産
本件対象事業に属する甲の以下の資産
(1) 流動資産
本件対象事業に属する現金および預金、未収入金、前渡金
(2) 固定資産
器具および備品、差入保証金

２．承継する負債
本件対象事業に属する甲の以下の負債
(1) 流動負債
未払金、前受金、預り金
(2) 固定負債
リース資産減損勘定

３．承継する契約関係
本件対象事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、賃貸借契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務
ただし、本契約第５条に定める雇用契約を除く。

４．許認可等
本件対象事業に関する許可、認可、免許、承認、登録および届出のうち法令上承継可能なもの

② 当社と神姫観光ホールディングス株式会社との吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

神姫バス株式会社（以下「甲」）および神姫観光ホールディングス株式会社（以下「乙」）は、第１条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」）を締結する。

第１条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、第３条に定める効力発生日をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲の旅行事業および貸切バス事業の経営管理に係る事業（以下「本件対象事業」）に関して有する第４条および第５条所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条（当事者の商号および住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）および乙（吸収分割承継会社）の商号および住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：神姫バス株式会社

住所：姫路市西駅前町１番地

（乙）吸収分割承継会社

商号：神姫観光ホールディングス株式会社

住所：姫路市西駅前町１番地

第３条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」）は、平成24年７月２日とする。ただし、平成24年５月15日付で締結された甲および神姫バスツアーズ株式会社による旅行事業に関する吸収分割契約の効力発生を本件分割の効力発生の前提条件とする。

第４条（承継する権利義務）

１．乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする（雇用契約については、別途第５条で定める）。

２．本契約締結後、効力発生日の前日までに甲に新たに生じた本件対象事業に関連する権利義務については、甲乙間で別段の合意がされたものを除き、乙に承継されるものとする。

３．甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受けの方法による。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第５条（従業員の処遇）

１．本件分割に際し、甲が雇用する正社員であって、本契約締結日において、本件対象事業に主として従事する労働者に係る雇用契約およびこれに付随する一切の権利義務は、乙に承継されないものとする。

２．本件分割に際し、甲が雇用する契約社員（雇用期間の定めのない契約社員及び雇用期間の定めのある契約社員双方を含む。）であって、本契約締結日において対象事業に主として従事する労働者に係る雇用契約およびこれに付随する一切の権利義務は、乙に承継されるものとする。

第６条（分割対価の交付）

乙は甲の完全子会社であることから、乙は本件分割に際し、対価を交付しない。

第７条（資本金および準備金）

乙は本件分割に際し、資本金および準備金の増加は行わない。

第８条（分割承認決議等）

１．甲は、会社法第784条第３項の規定により、本契約につき株主総会の承認を経ないで本件分割を行う。

２．乙は、会社法第796条第１項の規定により、本契約につき株主総会の承認を経ないで本件分割を行う。

第９条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（会社財産の管理等）

本契約締結後、効力発生日に至るまで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行および財産の管理・運営を行い、本件分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙協議するものとする。

第11条（本契約の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、本契約に定める本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議のうえ定める。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成24年５月15日

甲 住 所 姫路市西駅前町１番地
会社名 神姫バス株式会社
代表者 取締役社長　上杉 雅彦

乙 住 所 姫路市西駅前町１番地
会社名 神姫観光ホールディングス株式会社
代表者 取締役社長　長尾 真

別紙承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、効力発生日における甲の本件対象事業に属する次に記載する権利義務を甲から承継する。

１．承継する資産株式

銘柄	株数
神姫バスツアーズ株式会社	100株
神姫観光バス株式会社	2,000株
合計	2,100株

２．承継する負債
なし

３．承継する契約関係
なし。ただし、本契約第５条に定める雇用契約を除く。

Ⅳ．吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社２社はいずれも当社の100%子会社であり、本件吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行われません。

Ⅴ．吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	神姫バスツアーズ株式会社	神姫観光ホールディングス株式会社
本店の所在地	姫路市西駅前町１番地	姫路市西駅前町１番地
代表者の氏名	山口 隆博	長尾 真
資本金の額	50百万円	10百万円
純資産の額	未定	未定
総資産の額	未定	未定
事業の内容	旅行事業	旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業

（注） 吸収分割承継会社の純資産及び総資産の額につきましては、提出日現在において数値等が確定していないため未定となっております。

以上